

しっとく 知っ得♡消費生活ニュース

お かつ 「推し活」トラブル!

自分の好きなアーティストなどの応援する対象にお金を使うことは「推し活」と言われ、若い世代では、コンサートやライブなどにお金をかける人の割合が高くなっています。これに伴い、興行チケットの転売やライブ配信での高額な投げ銭等のトラブルが増えています。

コンサートやライブの運営者や家庭でのルールなどを守りながら「推し活」を楽しみましょう。

【事例】 ～興行チケットの転売～

有名歌手のライブチケットを入手したくて、仲介サイトで定価の2倍のチケットを購入した。ところがその歌手の公式ホームページを見たら、「転売されたチケットは正規のチケットとは認められない」と書かれていた。



【アドバイス】

利用規約で転売が禁止されているチケットが、仲介サイトやSNSで転売されていることがあります。そのチケットでは入場できない可能性があります。チケットは正規ルートから購入しましょう。イベントが延期や中止になったときに、払い戻しなどの補償も受けられます。



【事例】 ～投げ銭～

中学生の息子が、ライブ配信アプリで親のクレジットカードを使って投げ銭をしていたとわかり、30万円を請求された。

【アドバイス】

投げ銭とは、オンライン上のコンテンツの制作者や配信者に対して、金銭などを寄付する行為です。投げ銭をすると名前を呼んでもらえたり話ができたりするなど、応援する人と応援される人のつながりが強くなるのが特徴ですが、一方では高額課金や依存性が問題となっています。

クレジットカードの管理の徹底や、家庭でルール決めなどをしておきましょう。



電気の切り替えトラブル



電力の小売全面自由化(※)以降、電話勧誘での電気契約の切り替えについて相談が寄せられています

※地域の電力会社からだけでなく、新電力事業者からも電力を購入できる制度

【事例】

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなる。電気料金の明細を教えてください」と電話があり、言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えた。後日業者から封書が届き、そこで初めて1週間前の電話で契約をしたことになっていると分かった。

【アドバイス】

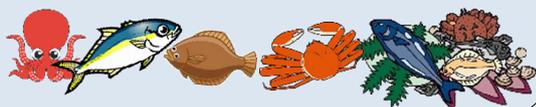
- ・業者から電話を受けた際はセールストークを鵜呑みにせず、事業者名や内容をよく確認し、必要がなければきっぱり断りましょう
- ・検針票の記載情報を伝えると、勝手に別会社へ切り替え手続きをされてしまうケースがあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう
- ・電話勧誘での契約は、クーリング・オフができる場合があります

海産物

電話勧誘販売・送り付けトラブル

一年末にかけて特に注意！

- ・少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- ・事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- ・一方的に商品が届いても受け取らないようにしましょう。



鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (12月・1月分/中部会場)

弁護士、司法書士による無料相談です。
秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。(事前予約制)

日時：12月16日(土)
午後1時半～午後4時

日時：1月19日(金)
午後1時半～午後3時

場所：倉吉交流プラザ 第1・2研修室



【申込み・問合せ先】
中部消費生活センター

【消費生活に関する相談】

中部消費生活センター ☎ **0858-22-3000**

相談時間：火曜日～土曜日/AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日/AM8時30分～PM5時(電話相談のみ)

「消費者ホットライン」 ☎ **188(いやや!)**

